

令和5年9月29日

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者2社に対する業務停止命令（21か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役2名に対する業務禁止命令（21か月）について

- 消費者庁は、海産物の販売を連携共同して行う電話勧誘販売業者である塚本水産株式会社（本店所在地：北海道札幌市）（以下「塚本水産」といいます。）及び株式会社P. Sホールディングス（本店所在地：北海道札幌市）（以下「P. Sホールディングス」といいます。）に対し、令和5年9月28日、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、令和5年9月29日から令和7年6月28日までの21か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、塚本水産及びP. Sホールディングスに対し、特定商取引法第22条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、塚本水産の代表取締役である塚本志穂子（つかもと しほこ）及びP. Sホールディングスの代表取締役である塚本篤（つかもと あつし）に対し、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、令和5年9月29日から令和7年6月28日までの21か月間、塚本水産及びP. Sホールディングスに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- なお、P. Sホールディングスの代表取締役であり、かつ、塚本水産の「取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力」を同社に対して有していた者である塚本篤は、消費者庁が令和元年7月4日、特定商取引法第23条第1項の規定に基づく業務停止命令等の行政処分を行った合同会社BBC（以下「BBC」といいます。）の役員として同法第23条の2第1項の規定に基づく業務禁止命令を受けた者であるところ、かかる状況において、塚本水産及びP. Sホールディングスは、前記のBBCに対する行政処分の理由となった特定商取引法違反の行為と同様の違反行為

を繰り返していました。

1 処分対象事業者

(1) 塚本水産株式会社

ア 名 称：塚本水産株式会社

(法人番号：6430001084274)

イ 本店所在地：北海道札幌市南区真駒内南町一丁目1番15-301号

ウ 代 表 者：代表取締役 塚本 志穂子

エ 設 立：令和3年6月1日

オ 資 本 金：300万円

カ 取 引 類 型：電話勧誘販売

キ 取 扱 商 品：海産物（カニ、サケ、松前漬け等）

(2) 株式会社P. Sホールディングス

ア 名 称：株式会社P. Sホールディングス

(法人番号：7430001083523)

イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北六条西十九丁目23番地5

ウ 代 表 者：代表取締役 塚本 篤

エ 設 立：令和3年3月1日

オ 資 本 金：1000万円

カ 取 引 類 型：電話勧誘販売

キ 取 扱 商 品：海産物（カニ、サケ、松前漬け等）

2 特定商取引法の規定に違反する行為

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示）（特定商取引法第16条）

(2) 書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）（特定商取引法第19条第1項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：塚本水産に対する行政処分の概要

別紙2：P. Sホールディングスに対する行政処分の概要

別紙3：塚本志穂子に対する行政処分の概要

別紙4：塚本篤に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

塚本水産株式会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

塚本水産株式会社（以下「塚本水産」という。）は、株式会社 P. S ホールディングス（以下「P. S ホールディングス」という。）と連携共同して、消費者に電話をかけ、その電話において、海産物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結について勧誘を行い、その電話等により本件売買契約を締結させていることから、このような塚本水産が P. S ホールディングスと連携共同して行う海産物の販売は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 2 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「旧法に規定する電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

塚本水産は、令和 5 年 9 月 2 9 日から令和 7 年 6 月 2 8 日までの間、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下単に「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 塚本水産が行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 塚本水産が行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 塚本水産が行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

塚本水産は、P. S ホールディングスと連携共同して、旧法第 1 6 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示）及び同法第 1 9 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これを塚本水産の役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

塚本水産は、以下のとおり、P. Sホールディングスと連携共同して、旧法に違反する行為をしており、消費者庁は、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示）（旧法第16条）

塚本水産は、P. Sホールディングスと連携共同して、少なくとも令和4年7月、旧法に規定する電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「遅い時間にすみません。太一市場といいます」、「太一市場の●●（勧誘を行う者が名乗った氏）です」などと、塚本水産及びP. Sホールディングスの名称とは異なる屋号を告げるのみで、販売業者である塚本水産及びP. Sホールディングスの名称を告げていない。

(2) 書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）（旧法第19条第1項）

塚本水産は、P. Sホールディングスと連携共同して、少なくとも令和3年11月から令和4年7月までの間に、消費者に電話をかけ、その電話において行う本件売買契約の締結の勧誘により、本件売買契約を郵便等により締結したとき、購入者に対し、本件売買契約に係る書面を交付したが、当該書面に、販売業者の名称、住所及び代表者の氏名並びに売買契約の締結を担当した者の氏名について、虚偽の記載をしていた。

5 事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示））

塚本水産又はP. Sホールディングスの従業員Zは、令和4年7月、消費者Aに電話をかけ、「海産物が残っているので安くお分けすることができます」、「物産展が最後なので、残った商品を3点1万8千円のところ、1万6千円に値引きします」などと告げ、本件売買契約の締結について勧誘をしたが、当該勧誘に先立って、Aに対し「遅い時間にすみません。太一市場といいます」、「物産展をやっていて本日が最終日でした」などと告げるのみで、販売業者である塚本水産及びP. Sホールディングスの名称を告げなかった。

【事例 2】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示））

塚本水産又はP. Sホールディングスの従業員Wは、令和4年7月、消費者Bに電話をかけ、「ズワイガニを2万円で買いませんか」、「他の海産物との組み合わせもできるんで」などと告げ、本件売買契約の締結について勧誘をしたが、当該勧誘に先立って、Bに対し、「以前買っていてありがとうございます」、「太一市場のWです」などと告げるのみで、販売業者である塚本水産及びP. Sホールディングスの名称を告げなかった。

【事例 3】（書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付））

塚本水産及びP. Sホールディングスは、少なくとも令和3年11月から令和4年7月までの間に、消費者Cとの間で本件売買契約を複数回締結したとき、Cに対し、本件売買契約に係る書面を交付したが、当該書面に、販売業者の名称として、「直輝物産」又は「太一市場」との虚偽の名称を記載し、販売業者の代表者の氏名、販売業者の住所及び本件売買契約の締結を担当した者の氏名について虚偽の記載をしていた。

株式会社 P. S ホールディングスに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社 P. S ホールディングス（以下「P. S ホールディングス」という。）は、塚本水産株式会社（以下「塚本水産」という。）と連携共同して、消費者に電話をかけ、その電話において、海産物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結について勧誘を行い、その電話等により本件売買契約を締結させていることから、このような P. S ホールディングスが塚本水産と連携共同して行う海産物の販売は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「旧法に規定する電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

P. S ホールディングスは、令和 5 年 9 月 29 日から令和 7 年 6 月 28 日までの間、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下単に「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア P. S ホールディングスが行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ P. S ホールディングスが行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ P. S ホールディングスが行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

P. S ホールディングスは、塚本水産と連携共同して、旧法第 16 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示）及び同法第 19 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これを P. S

ホールディングスの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第２２条第１項及び第２３条第１項

4 処分の原因となる事実

P. Sホールディングスは、以下のとおり、塚本水産と連携共同して、旧法に違反する行為をしており、消費者庁は、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称の不明示）（旧法第１６条）

P. Sホールディングスは、塚本水産と連携共同して、少なくとも令和４年７月、旧法に規定する電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「遅い時間にすみません。太一市場といいます」、「太一市場の●●（勧誘を行う者が名乗った氏）です」などと、P. Sホールディングス及び塚本水産の名称とは異なる屋号を告げるのみで、販売業者であるP. Sホールディングス及び塚本水産の名称を告げていない。

（２）書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）（旧法第１９条第１項）

P. Sホールディングスは、塚本水産と連携共同して、少なくとも令和３年１１月から令和４年７月までの間に、消費者に電話をかけ、その電話において行う本件売買契約の締結の勧誘により、本件売買契約を郵便等により締結したとき、購入者に対し、本件売買契約に係る書面を交付したが、当該書面に、販売業者の名称、住所及び代表者の氏名並びに売買契約の締結を担当した者の氏名について、虚偽の記載をしていた。

5 事例

別紙１の５記載のとおり。

塚本志穂子に対する行政処分の概要

1 名宛人

塚本 志穂子

2 処分の内容

塚本志穂子が、令和 5 年 9 月 2 9 日から令和 7 年 6 月 2 8 日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 2 3 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙 1 のとおり、塚本水産株式会社（以下「塚本水産」という。）に対し、特定商取引法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）塚本志穂子は、塚本水産の代表取締役であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

塚本篤に対する行政処分の概要

1 名宛人

塚本 篤

2 処分の内容

塚本篤が、令和 5 年 9 月 2 9 日から令和 7 年 6 月 2 8 日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 2 3 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙 2 のとおり、株式会社 P. S ホールディングス（以下「P. S ホールディングス」という。）に対し、特定商取引法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）塚本篤は、P. S ホールディングスの代表取締役であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。